

旧中国四国農政局島根農政事務所倉庫建物及び工作物に係る

アスベスト分析調査業務仕様書

中国四国農政局

第1章 総則

本調査業務にあたっては、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」（平成26年3月31日付 厚生労働省公示）及び「「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」（平成26年4月23日付基発0423第7号厚生労働省労働基準局長 通知）ほか関連法令等契約条項に定めるもののほか、本仕様書に基づいて行うものとする。

第2章 業務概要

1. 業務名 旧中国四国農政局島根農政事務所倉庫建物及び工作物に係る
アスベスト分析調査業務

2. 目的

本業務は、国有建物に使用されている建材等について、アスベストの使用の有無について、資料調査、目視調査及びアスベスト分析調査を行うものである。

3. 調査対象施設

(1) 場所 島根県松江市東朝日町字宮ノ沖192番地3
旧中国四国農政局島根農政事務所倉庫

(2) 建物名称 旧中国四国農政局島根農政事務所倉庫

(3) 建物主要構造等

倉庫 鉄筋コンクリート造 2階建
床面積 建3,581.48㎡ 延3,812.66㎡ 平成10年3月31日新築

4. 調査項目

- (1) 資料調査（一次スクリーニング）
- (2) 目視調査（二次スクリーニング）
- (3) 試料採取
- (4) アスベスト分析調査

5. 業務履行期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

第3章 業務条件等

1. 調査においては、下記マニュアル及びその他関係法令等を遵守すると共に、調査対象建物が所在する区市町村の条例等についても確認の上、行うこと。

- ① 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

ル」(厚生労働省・環境省)

② 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」(厚生労働省)

2. 調査概要

(1) 資料調査(一次スクリーニング)

建築年次、構造、既存の設計図等により、アスベスト含有の可能性がある建材等について調査を行うこと。

(2) 目視調査(二次スクリーニング)

現場において建物全体を目視により、アスベストを含有する建材等(含有する可能性がある建材等を含む)の使用の有無について調査すること。アスベストが使用されている場合及びその可能性がある場合は、現状での飛散の可能性についても調査すること。

①調査箇所

屋根、外壁、柱、梁、室内の壁、天井(点検口がある場合は、天井の内部を含む)といった建物を総合的に調査することはもちろんのこと、ガス管、旧冷温水管といった建築設備や工作物についても調査を行うこと。

②アスベスト使用の有無について

アスベストの使用が確認された箇所については、その使用場所が分かるよう写真等により図示すること。

(3) 試料採取

(2)目視調査を実施後、アスベストの使用が「不明」と判定された箇所において試料採取を行い、採取後補修を行うこと。

(4) アスベスト定性分析調査

採取した試料は、JIS A 1481-1にて定性分析を行うこと。

なお、対象アスベストは「アモサイト」、「アクチノライト」、「クリソタイル」、「アンソファイト」、「クロシドライト」、「トレモライト」の6種類とする。

また、アスベスト分析調査予定検体数は40検体であり、分析調査検体数に増減がある場合は、中国四国農政局担当者と協議の上、その指示に従うこと。

3. 現地調査及び試料採取

(1) 現地調査及び試料採取を行う場合は、事前に中国四国農政局担当者と打合せの上、その指示に従うこと。

(2) 現地作業は、原則、平日の9時から17時の間とする。なお、現地庁舎においては、インフラ供給を停止しているため、水道・電気及びトイレの使用はできない。

(3) 倉庫の天井の試料採取には高所作業車が必要となるので、契約当初においては、高所作業車が必要と想定しておき、高所作業車が不要となった場合には、協議の上契約金額を減額する。

(4) 試料採取後は、清掃を行い、採取箇所から粉じんが飛散しないよう適切に簡易な補修を行うこと。

4. 調査者の資格要件

下記のいずれかの資格を有する者が調査を行うこと。

(1) 一般建築物石綿含有建材調査者

(2) 特定建築物石綿含有建材調査者

(3) 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、本調査を行う時点においても引き続き登録されている者

※受注者は、契約後速やかに調査者を定め、その氏名及び上記資格を有する証明書類（写し）を添付し通知すること。なお、調査者を変更する場合も同様とする。

5. 貸与資料等

・調査対象建物の配置図及び既存建物設計図等

なお、履行に際し、その他資料等の貸与が必要であると判断した場合、適宜資料を貸与するものとする。

6. 守秘義務

受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

7. 成果物の作成条件

成果物の作成にあたっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 調査対象建材

(2) 調査箇所及びその箇所を示す図面及び写真

(3) アスベスト使用の有無及びその判断根拠

(4) 試料採取箇所及びその箇所を示す図面及び写真

(5) アスベスト定性分析結果

(6) 倉庫解体前に行う労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続きが可能な成果物とすること。

8. その他特記事項

(1) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令労働に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(2) 受注者の責により建造物等に損傷を与えた場合（試料採取による破壊を除く）は、直ちに中国四国農政局担当者に報告するとともに、原状回復を行うこと。

(3) 本業務に要する器具及び消耗品等は、受注者の責において手配すること。

本業務における成果物は、印刷物各 1 式及び CD-R 1 枚（印刷物を PDF 化したファイル）を市販ファイル綴りにまとめたものを 2 冊提出するものとする。

第 5 章 定めなき事項

本仕様書に定めなき事項等、疑義が生じた場合は、その都度必要に応じて、中国四国農政局担当者と協議するものとする。

第 6 章

1. 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減

① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

② 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

③ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

(3) 環境関係法令の遵守等

① 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

② 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

③ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

④ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

2. 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

